

令和 8 年（フ）第 1 6 3 9 号
千葉市中央区生実町1862番地10
債務者 株式会社ラポータ
代表者代表清算人 増井 裕史

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福下 博詞
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月22日午後 1 時40分
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 1 3 4 9 号
名古屋市中種区星が丘山手401番地 グラン
ドメゾン星が丘山手B1108
債務者 吉武 基秀

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鹿倉 祐一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月22日午後 3 時
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 8 年（フ）第 3 3 9 2 号
大阪府東大阪市高井田西 4 丁目 1 番 9 号
債務者 株式会社はりば
代表者代表取締役 白井 周作

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 船戸貴美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月22日午後 2 時40分
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 5 5 2 号
大阪府松原市天美我堂三丁目255番地の44
債務者 株式会社ステイタス
代表者代表取締役 折田 吉照

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午後 2 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月22日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 8 年（フ）第 4 5 4 号
栃木県真岡市下籠谷3388番地
債務者 日正建設株式会社
代表者代表取締役 増渕 正章

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奈良 嘉則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月23日午前10時10分
宇都宮地方裁判所第 1 民事部破産・再生係

令和 8 年（フ）第 3 3 3 0 号
大阪市北区芝田 2 丁目 8 番11号共栄ビル 2 階
債務者 株式会社リベロ
代表者代表取締役 飯干 由晃

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 彩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月26日午後 2 時
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 9 2 号
鳥取県日野郡日野町下榎1183番地
債務者 株式会社ディスカバリー日野
代表者代表取締役 都築 法明

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月16日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月26日午後 1 時30分
鳥取地方裁判所米子支部

令和 8 年（フ）第 9 3 号
愛知県岡崎市中岡崎町 6 番 5 号 Y M O ビル 3 階
債務者 株式会社ワーカービー
代表者代表取締役 都築 法明

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月16日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月26日午後 1 時40分
鳥取地方裁判所米子支部

令和 8 年（フ）第 9 4 号
鳥取県西伯郡南部町下中谷1128番地 1
債務者 株式会社スマイルキューブ
代表者代表取締役 都築 法明

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月16日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月26日午後 1 時50分
鳥取地方裁判所米子支部

令和 8 年（フ）第 9 5 号
鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉688—129
債務者 株式会社一向平キャンプ場
代表者代表取締役 都築 法明

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月16日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月26日午後 2 時
鳥取地方裁判所米子支部

令和 8 年（フ）第 9 6 号
鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉688—129
債務者 一般社団法人とっとりキャンプ
代表者代表理事 都築 法明

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月16日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月26日午後 2 時10分
鳥取地方裁判所米子支部

令和 8 年（フ）第 2 9 号
山梨県南都留郡山中湖村平野2197番地 2
債務者 芙蓉台サービス株式会社
代表者代表取締役 垣見ウィリアム龍太郎

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月14日午前11時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 健一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月27日午前10時30分
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和 8 年（フ）第 4 2 9 号
岡山県赤磐市南佐古田262番地
債務者 株式会社三和機販
代表者代表取締役 佐々木次郎

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飛山 美保
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月27日午後 2 時
岡山地方裁判所第 3 民事部

令和 8 年（フ）第 3 7 8 号
埼玉県所沢市向陽町2156番地の 6 プラネ向陽 1 —102、商業登記簿上の本店所在地埼玉
県所沢市岩岡町640番地47
債務者 株式会社アートテクニカ P. R. B
代表者代表取締役 金田 剛

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月14日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 善亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年10月28日午後 2 時20分
さいたま地方裁判所川越支部

令和 8 年（フ）第 3 4 9 号
埼玉県春日部市樋籠636番地14
債務者 株式会社 T H R E E
代表者代表取締役 三田 直樹

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水戸 貴之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年11月 6 日午前10時40分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和 8 年（フ）第 4 7 7 9 号
東京都墨田区墨田 2 丁目34— 7 —201
債務者 山谷 耕平

- 1 決定年月日時 令和 8 年 7 月15日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平岡 広輔
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 9 月11日午後 2 時
- 6 免責意見申述期間 令和 8 年 9 月11日まで
東京地方裁判所民事第20部